

## 【年末調整について(その2)】



こんにちは。税務部の須賀川祐典です。

前月号では平成30年分のおさらいと住宅借入金等特別控除について触れましたが、今回は年末調整のやり直しと令和2年からの改正点をご説明させていただきます。

### <1>年末調整のやり直しが発生するケース

- ① 年末調整後に扶養親族等の増減があった時  
配偶者控除や扶養控除は、その年の12月31日時点の現況で判定することとなっております。例えば、年末調整後に結婚して配偶者が控除対象となったり、子が独立して扶養親族から外れた場合などは、生じた異動事項の申告に基づき年末調整をやり直すことができます。なお、年の途中で扶養親族等がお亡くなりになった場合には、死亡時の現況で判定しますので、所得要件を満たしている場合には扶養親族等に含めたままで計算を行います。
- ② 年末調整後に配偶者や扶養親族等の所得見積額に変動があった場合  
扶養控除等申告書に記載する扶養親族等の所得金額は、記入時の見積年間給与収入金額に基づき、所得見積額を記載します。年末調整後に見積年収と実際年収に差額が生じた場合には、実際の合計所得金額に基づき、年末調整をやり直すことができます。
- ③ 年末調整後に保険料を支払った場合  
年末調整後に保険料の支払があった場合には、支払金額を修正した保険料控除申告書を提出してもらい、年末調整をやり直すことができます。

以上、やり直しができる主なケースをあげてみました。やり直しができるのは、給与所得の源泉徴収票の交付締切日である翌年1月末日までとなります。年末調整のやり直しですが、会社の義務ではございませんので、やり直しについては会社でルールを決めておいたほうが良いと思います。

なお、会社で年末調整のやり直しを行わない場合には、本人の確定申告が必要となります。

### <2>令和2年分扶養控除等申告書の記載における改正点

- ① 同一生計配偶者・扶養親族等の合計所得金額要件が10万円引き上げられ、次のようになりました。扶養親族等の判定に影響しますので、ご注意ください。

扶養親族等の区分	合計所得金額要件	
	令和2年以降	令和元年まで
同一生計配偶者及び扶養親族	48万円以下	38万円以下
源泉控除対象配偶者	95万円以下	85万円以下
配偶者特別控除の対象となる配偶者	48万円超133万円以下	38万円超123万円以下
勤労学生	75万円以下	65万円以下

- ② 「住民税に関する事項」に「単身児童扶養者」の欄が追加されました。これは地方税法の改正により、ひとり親が児童扶養手当を受けている場合、前年度の合計所得金額が135万円以下の場合には住民税のみ非課税となります。この欄にチェック及び記入をしてないと非課税となりませんのでご注意ください。

※国税庁 年末調整のしかたより

○住民税に関する事項(この欄は、地方税法第45条の3の2及び第317条の3の2に基づき、給与の支払者を經由して市区町村長に提出する給与所得者の扶養親族等申告書の記載欄を兼ねています。)

	(フリガナ)氏名	個人番号	あなたとの続柄	生年月日	住所又は居所	控除対象外 国外扶養親族	令和2年中の 所得の見積額	異動月日及び事由
16歳未満の扶養親族(平17.1.2以後生)	サトウ マサル 佐藤 勝	556677889900	子	1・10・15	東京都板橋区大山東町35-1		0円	
	年齢16歳未満(平成17年1月2日以後生)の扶養親族を記載します。			国内に住居を有しない扶養親族に該当する場合に○を付けます。				
単身児童扶養者	該当する場合には左記にチェックを付けてください。	児童扶養手当 証書の番号	6677889900	生計を一にする 児童の氏名	佐藤 勝	左記の児童の 令和2年中の 所得の見積額	0円	異動月日 及び事由

今回は年末調整のやり直しと令和2年からの改正点について主なものを紹介いたしました。また、令和2年の最初の給与支払時から使用する源泉徴収税額表も変わりますのでご注意ください。ご不明な点などございましたら、弊社担当者までお尋ねください。

(税務部/須賀川 祐典)